



無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。金銭・不動産などでお困りの方はお気軽にご相談ください。

◆日時 4月13日(月)
午後1時～午後4時

◆場所 余市中央公民館2階

◆定員 6人。1人の相談時間は30分。

【申込・問い合わせ先】
余市町役場 町民生活係

TEL 21-2120

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

幹部候補生を募集します

自衛隊幹部候補生を4月1日(水)から5月12日(火)までの間募集・受付します。

◆応募資格

【一般・飛行】20歳以上26歳未満の者(22歳の未満の者は大卒〈見込含〉)

【歯科・薬剤】専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者(薬剤は26歳未満の者へ薬学修士学位取得者は28歳未満)

◆試験日 平成21年5月16日(土)、17日(日)(飛行要員以外は16日のみ)

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所
TEL 0134-22-5521

平成21年度

調理師試験の実施について

平成21年度調理師試験を次のとおり実施します。

◆試験日 平成21年8月25日(火) 13時30分～16時

◆試験地 札幌市

◆受験資格 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、平成21年度5月29日までに2年以上調理の業務に従事している方

◆受験願書受付期間 平成21年5月11日(月)～平成21年5月29日(金)まで

5月1日から 積丹町B&G海洋センターの使用料が変わります

区分	町内	町外	備考
アリーナ	大人	100円	1 料金は、1人1回の金額です。 2 小人は、小学生以下。大人は、中学生以上です。 3 小学2年生以下は無料とします。 4 町内とは、積丹町に現に居住している方です。
	小人	50円	
トレーニングルーム	大人	100円	
	小人	50円	
プール	大人	100円	
	小人	50円	
ミーティングルーム	1,000円		料金は、1室1回の金額です。

※5月1日の使用料から変更になります

【問い合わせ先】

積丹町教育委員会 生涯学習課(積丹町B&G海洋センター内)
電話44-3260・FAX44-3261

救命講習会を開きませんか

北後志消防組合積丹支署では、ご希望がありましたら救命講習を行いますのでお気軽にお問い合わせください。
(北後志消防組合積丹支署 救急係まで 電話 44-2352)

文芸だより

— 4月の俳句 —
(美国踏青俳句会)

鮫鯨のくつと息吐き氷吐く	成田智世子
酔海鼠の小口切りとはやや粗し	
冬の雨銀色にかがやきみたりけり	荻野美津子
福寿草出窓に咲かせ独居部屋	
凍道の幅いっぱい陽の匂ひ	佐藤 久子
尻滑りの園児の声や寒日和	
帯揚げのうす紅色や浅き春	藤原 わ子
漬菜樽のふつつわきて春立つ日	
練来と早々告げに古老かな	戸来 和子
千網に氷柱の宿るきのふ今日	
狐火はふうわり岳の空にかな	安岡 歌子
日影の氷柱は青く鋭りけり	
漁師町の音より春の来たりけり	山口 笑子
建国日の国旗二軒の漁村かな	
点滴にぼっこ手袋はめにけり	嶋田 弘子
くすり飲む余寒の白湯を吹きくぼめ	
桜餅のかほり佛の母にかな	入江 幸子
春一番風呂の小窓をたたきけり	
風をかぐ鼻ひくひくと春の犬	板倉 節子
長閑さや小鳥の声のいきいきと	
朝々の厨窓のぞく寒鴉	菊谷 知子
鱈はずす軍手の指に息をかけ	
雪煙り村すっぽりと包みけり	河岸 悟郎
春立つや波音のそのやわらかに	
初句会十七文字の重さかな	河岸 栄子
恋猫の優しく泣きて又怖し	
V結び成人の日の母子かな	小寺 猛
雪山の木々に宵月あふれけり	

【問い合わせ先・受験願書提出先】
後志保健福祉事務所保健福祉部
(俱知安保健所)
余市支所
〒046-0015
TEL 23-1952

・健康推進課健康増進
〒044-0001
TEL 23-3104

俱知安町北1条東2丁目後志
合同庁舎内 TEL 23-1952

◆ 役場の開庁時間 変更のお知らせ ◆

役場の開庁時間が次の
ように変更になりました。

平成21年4月1日から

**8:30~
17:15**

交通安全はみんなの願い

積丹町 死亡交通事故 ^{ゼロ} の日
《後志第1位》

3,119 日 達成

(平成21年2月28日現在)

～入門課程～

北後志地区手話奉仕員養成講座

受講生募集!

平成21年4月24日(金)～9月4日(金) …全19回…

北後志地区5力町村では、聴覚障害者の社会参加の機会を支援するため、平成18年度より「手話奉仕員養成講座」を実施しております。本年度は初心者を対象とした入門課程の受講生を募集いたしますので、ぜひ手話に関心のある方はお申し込み下さい。

どなたでも分かりやすく学習できます。



実施主体 社会福祉法人余市町社会福祉協議会

申込先 余市町入舟町400 電話22-3156/Fax23-3664

主催 積丹町/古平町/余市町/仁木町/赤井川村

協力団体 後志ろうあ協会余市支部/余市手話会
北海道手話通訳問題研究会・後志支部

公 表

水道および下水道使用料徴収委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次の者に徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成21年4月1日

積丹町長 松井 秀紀

1. 徴収委託項目および氏名

(1) 水道使用料

美 国 町 寺町地区水道利用組合長 菊谷 富弥
幌武意町 幌武意地区水道利用組合長 加藤 繁

(2) 水道使用料および下水道使用料

入 舸 町 入舸地区水道利用組合長 杉山 賢
日 司 町 日司地区水道利用組合長 佐藤 義美

2. 委託期間

自 平成21年4月1日～至 平成22年3月31日

公 表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処分手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成21年4月1日

積丹町長 松井 秀紀

1. 一般廃棄物処分手数料収納事務を委託した者の住所および氏名

住所 積丹郡積丹町大字美国町字小泊224番地
氏名 (株)菊地組 代表取締役社長 村木 靖

2. 委託期間

自 平成21年4月1日～至 平成22年3月31日

公 表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次の者に一般廃棄物処理手数料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により公表する。

平成21年4月1日

積丹町長 松井 秀紀

1. 一般廃棄物処理手数料収納事務を委託した者の住所および氏名

住所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢313番地
氏名 積丹町商工会 会長 山本 俊三

2. 委託期間

自 平成21年4月1日～至 平成22年3月31日

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み～

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。正式な保険料は、支払方法とともに、4月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法（平成21年度）

均等割 【一人当たりの額】 43,143	+	所得割 【所得 ^{※1} に応じた額】 (平成20年の所得-33万円)×9.63%	=	1年間の保険料 (限度額50万円)
-----------------------------------	---	-----------------------------------------------------------------	---	-----------------------------

注) 1年間の保険料について

* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入⇒1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

* 100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

① 均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみの場合

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯 ^{※2}		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 <u>12,942円</u>
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 <u>4,300円</u>
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

② 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円 < 軽減に該当 >

* 所得割 ⇒ 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。 1年間の保険料 4,300円

お問い合わせ 詳しくは、次のところへお問い合わせください。

●北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601

●住民福祉課 電話 44-2111